新用途水銀使用製品の名称（一般的名称及び販売名）	
新用途水銀使用製品の型式	
新用途水銀使用製品の単位数量当たりの水銀等の量	
一定の期間内の新用途水銀使用製品の製造予定数量又は販売予定数量	
△構造、利用方法その他の新用途水銀使用製品に関する情報	
△自己評価の結果	
△自己評価に係る調査及び分析の方法	

備考

1　標題中の「製造」及び「販売」のうち該当しない文字は、抹消すること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3　法人にあっては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。

4　一定の期間内の新用途水銀使用製品の製造予定数量又は販売予定数量の欄には、当該製品を製造又は販売する予定の期間及び当該期間内に製造又は販売する予定の数量を記載すること。

5　△の欄にその記載事項の全てを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

6　自己評価の結果の欄には、新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「命令」という。）第3条第1号に掲げる新用途水銀使用製品にあっては、複数案ごとの評価項目の評価の結果及び総合的な評価結果を取りまとめて記載し、1）命令第3条第1号イに規定する情報、2）同号ロに規定する評価項目の選定理由、3）同号ニに規定する新用途水銀使用製品の製造等を行わない案を含めない場合の理由、4）同号ホに規定する評価項目に係る人の健康への悪影響及び生活環境への負荷を可能な限り回避し、又は低減する措置を行う場合のその内容及び効果についても記載すること。

7　自己評価に係る調査及び分析の方法の欄には、命令第3条第1号に掲げる新用途水銀使用製品にあっては、同号ヘに規定する助言の内容についても記載すること。

8　この届出書の提出部数は、正本1通及び副本1通とすること。

9　この届出書の正本1通には、法人にあっては定款及び登記事項証明書を添付すること。

10　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

省　令

○総務省令第百一号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月七日

総務大臣　山本　早苗

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び第五十二号」を「、第五十二号及び第六十五号」に改め、同号の表第五号二の表中「三、一〇〇円」を「三、二〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同号三中「第三十六条」を「第二十一条」に改め、同項第一号の表第九号一中「第三条第一項第三号イの表第十二号」を「第三条第一項第三号イの表第十号」に改め、同号二中「二六一円」を「二七四円」に改め、同表第十号一中「及び病床利用率が前三年度」を「を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年」に、「病床の種別に属する病床」を「もの及び感染症病床」に、「次表第一号又は第二号の上欄に掲げる病院の病床」を「次の表第一号から第四号までの上欄に掲げる病院の医療法第七条第二項に規定する一般病床又は療養病床（以下「一般病床等」という。）の許可病床」に、「百を超えた病床」を「百を超えた一般病床等の許可病床」に改め、「控除して得た数」の下に「（以下「要件該当許可病床の数」という。）を上限とする病床の数（稼働病床の数（同法第三十条の十三第一項に基づく病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数をいう。以下同じ。）が要件該当許可病床の数以上となる場合は要件該当許可病床の数とし、要件該当許可病床の数未満となる場合は当該稼働病床の数（以下「要件該当稼働病床の数」という。）とする。）に要件該当許可病床の数から要件該当稼働病床の数を控除した数に〇・九を乗じて得た数を加えた数（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」を加え、同号一の表を次のように改める。

区　分	病床の数	額
一　その有する病床が主として一般病床等である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院（以下「リハビリテーション専門病院」という。）以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設である病院以外の病院（以下「一般病院」という。）で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。	稼働病床の数に一般病床等の許可病床の数から稼働病床の数を控除した数に〇・九を乗じて得た数を加えた数（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	一、一六三、〇〇〇円
二　この表中第一号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。	稼働病床の数に一般病床等の許可病床の数から稼働病床の数を控除した数に〇・九を乗じて得た数を加えた数（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数が	八四二、〇〇〇円